

51 農林水産物の生産・流通の場における食育の推進

【801（125）百万円】

対策のポイント

食料の生産から消費にわたる各段階で、農林漁業者・食品関連事業者等と連携し、消費者の食生活改善を促す実践的取組や、農林漁業に触れながら食や農への理解を深める食育を実践する地域の継続的な活動を支援し、食育を国民運動として展開します。

<背景／課題>

- ・我が国の食生活をめぐる様々な問題を踏まえ、平成17年に食育に関する国の責務や基本的施策を定めた「食育基本法」が策定されました。
- ・農林水産省においては、食事バランスガイドの普及、食を支える農業体験機会の提供等の取組を実施し、消費者の食や農業に対する関心を高める等、一定の成果を上げてきましたが、①食の重要性についての認知は広がってきているものの、バランスの良い日本型食生活等の実践には至っていない、②関心の低い消費者の割合も依然として高い、という課題があり、健全な食生活の実践を促す取組、関心の低い消費者への働きかけや気づきを促す取組が求められています。

（日本型食生活とは）

日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活のことをいいます。

政策目標

日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（27年度までに27%）

<主な内容>

1. 食材提供の場を活用した食育実践活動事業（新規） 375（－）百万円
バランスの良い食事や食習慣の重要性の認知にとどまらず、実践を促進していくため、食材提供の場として、地域に密着したスーパーマーケット等の小売店等において、食の健全化に向けた行動につながる実践的取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 地域における日本型食生活等の普及促進（拡充）

消費・安全対策交付金2,096（2,606）百万円のうち352（12）百万円
食育推進リーダーの育成・活動支援や地域でのネットワーク作りへの支援を行います。また、食に対する感謝の念を深めていく上で必要な農林漁業に関する理解の増進を図るため、農林水産物の生産の場における食育活動を支援します。

交付率：定額（1／2以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

[平成25年度予算の概要]

3. 食育活動の全国展開事業委託費（新規）

74（一）百万円

食に関心の低い層や食育に取り組んだことのない国民に対しても食育活動の効果が波及するよう、農林水産業に関係する国民への情報発信の場を活用して、**食生活の課題解決に向けた有識者フォーラムや優良事例表彰等**を実施するとともに、各地で取り組まれている**食育の優良事例等を踏まえた食育教材を開発**し、指導者に対して研修会を開催することで、効果的な食育の取組の全国展開を図ります。

（委託費）
委託先：民間団体等

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723（直））]